

関連資料

■大阪市

- 1) 全身性障害者介護人派遣事業・・・52
- 2) 支給決定基準票（マトリクス）
 - ・ 居宅介護・・・53
 - ・ 重度訪問介護・・・55
 - ・ 行動援護・・・57
 - ・ 重度障害者等包括支援・・・57
 - ・ 児童居宅介護・・・58

■西宮市

- 障害者自立支援法等障害福祉サービス等支給ガイドライン 2012年度版（Ver10.1）より抜粋
- ・ 相談申請から支給決定に係るシステム・・・59
 - ・ 西宮市の支給決定に至るシステム図・・・60

大阪市

全身性障害者介護人派遣事業の歩み

2010年3月作成 NPOちゅうぶ(石田)

西暦	昭和	平成				月額	備考
1986年	61	年度	12	時間	610	円 7,320	円 2月スタート
1986年度	61	年度	12	時間	650	円 7,800	円 8月に時給アップ
1987年度	62	年度	24	時間	650	円 15,600	円 利用者15人程度
1988年度	63	年度	48	時間	670	円 32,160	円 市が介護者募集始める
1989年度	1	年度	48	時間	1,000	円 48,000	円 利用者は約50人
1990年度	2	年度	75	時間	1,150	円 86,250	円 所得制限が世帯から本人所得に
1991年度	3	年度	105	時間	1,195	円 125,475	円 施設入所者も利用可能になる
1992年度	4	年度	126	時間	1,290	円 162,540	円
1993年度	5	年度	144	時間	1,330	円 191,520	円 利用者は約250人
1994年度	6	年度	153	時間	1,360	円 208,080	円 利用者は約330人
1995年度	7	年度	153	時間	1,380	円 211,140	円 利用者は約480人
1996年度	8	年度	153	時間	1,390	円 212,670	円 利用者は約600人
1997年度	9	年度	153	時間	1,400	円 214,200	円
1998年度	10	年度	153	時間	1,400	円 214,200	円 利用者は922人(97年3月)
1999年度	11	年度	153	時間	1,410	円 215,730	円
2000年度	12	年度	153	時間	1,410	円 215,730	円 利用者は約1000人
2001年度	13	年度	153	時間	1,410	円 215,730	円
2002年度	14	年度	153	時間	1,410	円 215,730	円
2003年度	15	年度					円 支援費制度開始

●全身性障害者介護人派遣事業の概略

1986年度から障害当事者の要求を受け、東京での制度も参考にしてスタート。当初は月12時間、時給610円だったが1991年度には105時間、1195円、1999年には153時間、1410円となった。利用者は全身性障害者1級で親との同居かどうかを問わず利用可能。施設入所者は3分の1の51時間。有償ボランティア的な制度だが、発足当時のホームヘルプ制度の問題点から①身辺介護保障、②同性介護保障、③介護者を選ぶ権利保障、という趣旨で障害者自身の生活に合わせて使える制度として利用者も1000人近かった。大阪市では社協の派遣するホームヘルプ（週18時間まで）と全身性障害者介護人派遣事業を組み合わせ利用する人が多かった。窓口は区役所だが、毎月の事務手続きはホームヘルプ協会、介護者は障害者自身が探し、調整するシステムだが、実際にすべてを障害者自身でこなすのは困難で障害者団体が間に入って調整していた。ヘルパー資格は不要。

知的障害者ガイドヘルパー制度は月51時間で育成会が窓口。前もって利用希望を育成会に申請するが、利用者側（団体）での派遣調整もあり利用者も2000人近くあった。

*全身性障害者介護人派遣事業のモデルとなった東京との脳性麻痺者等介護人派遣事業が始まったのは1974年。当初は月4回、1750円/回、7000円/月だったが、1993年には毎日派遣、7520円/日、23万3120円/月となった。利用者数は93年で1340人。（1987年から家族介護の場合は月12回）

●全身性障害者介護人派遣事業がもとになり、2003年度からの支援費制度では日常生活支援（移動介護は別枠）、2006年度からの障害者自立支援法では重度訪問介護（移動介護を含む）という制度化につながった。単価は安いが見守りも含めた長時間介護に対応し、ヘルパー資格も障害者団体でも実施しやすく受けやすい時間数となっている。ただ、重度の身体障害者に限定されており、知的障害者や精神障害者等へ対象を広げることがなどが課題として残されている。

大阪市

支給決定基準整理票

居宅介護支給決定基準

【基本時間数の算出】

介護力の大小 障害程度区分	A 単身又はこれに準ずる世帯で日常の家事・介護能力に欠ける場合（介護力小）			B 介護者がいるが、介護能力に相当の困難を生じる場合（介護力中）			C 介護者がおり、日常の家事・介護能力に問題がない場合（介護力大）		
	身体	家事	合計	身体	家事	合計	身体	家事	合計
区分6	54	22	76	45	15	60	36	8	44
区分5	46		68	38		53	30		38
区分4	35		57	29		44	23		31
区分3	24		46	20		35	16		24
区分2	13		35	11		26	9		17
区分1	8		30	6		21	6		14

※支給決定にあたっては合計時間数部分を用いて行う。（上記表の身体介護・家事援助の時間数による支給決定の制限は設けない）

【加算時間数の算出】

加算項目	項目の評価点数	
	身体介護	家事援助
居住の状況・世帯の状況に関すること		
① 住居内の状況として車いすによる移動が不可能であり、常に抱えての移動が必要となる場合（車いす利用者に限る）	1	
② 自宅に風呂がなく、訪問入浴サービスも利用できない住環境にあり、入浴に非常に手間がかかる（ただしケアプランに入浴が含まれる場合）	1	
③ 長期間の入所・入院状態から退所・退院するにあたり、一時的に多くの支給量が必要（基本6ヶ月までとし3ヶ月ごとに状況確認。）	2	3
④ 単身生活を始めたばかりで生活に慣れるまで一時的に多くの支給量が必要（基本6ヶ月までとし3ヶ月ごとに状況確認。③該当以外の場合にのみ適用）	2	3
本人の身体の状況に関すること		
⑤ 時間を要するコミュニケーション支援が必要である	2	2
⑥ 医療的な介護（単なる服薬管理は含まない）が必要	1	
⑦ 嚥下が困難となっており、食事に時間を要する（ただしケアプランに食事介護が含まれる場合）	1	
⑧ 嚥下が困難等のため、きざみ食やミキサー食等が必要であり、物理的に調理行為に時間を要する（ただしケアプランに調理が含まれる場合）		1
⑨ 体重・体格・麻痺等の状況から、移乗等に際して1人での対応が困難であり、2人介護の必要がある（ただしケアプランに二人介護部分が含まれる場合）	1	
⑩ 行動援護の対象者となっており、居宅内においても介護を実施する必要性が著しく高い	3	3
加算項目の合計評価点数	点	点

大阪市

居宅介護の加算時間数

	基本時間数	加算割合	加算時間数
【身体介護の加算】			
<input type="checkbox"/> 評価点数の合計が 1～2 点の場合		× 5%	
<input type="checkbox"/> 評価点数の合計が 3～4 点の場合		×10%	
<input type="checkbox"/> 評価点数の合計が 5 点～の場合		×15%	
【家事援助の加算】			
<input type="checkbox"/> 評価点数の合計が 1 点の場合		× 5%	
<input type="checkbox"/> 評価点数の合計が 2 点の場合		×10%	
<input type="checkbox"/> 評価点数の合計が 3 点～の場合		×15%	
合計時間数			_____時間

※端数は切り上げ

基本時間数 _____ 時間 + 加算時間数 _____ 時間 = 支給決定基準時間数 _____ 時間

※ただし、介護保険でホームヘルプを利用している場合等についてはその分減算する。

大阪市

支給決定基準整理票

重度訪問介護支給決定基準

【基本時間数の算出】

介護力の の大小 障害程度区分		A	B	C
		単身又はこれに準ずる 世帯で日常の家事・介護 能力に欠ける場合 (介護力小)	介護者がいるが、介護能 力に相当の困難を生じ る場合 (介護力中)	介護者がおり、日常の家 事・介護能力に問題がな い場合 (介護力大)
区分6	ア ※	231	192	153
	イ	186	155	124
区分5		169	141	113
区分4		150	125	100

※ 区分6の該当者のうち、認定調査項目の、移乗・排尿・排便のいずれもが一部介助以上となっている場合には、区分6アに該当するものとし、それ以外は区分6イに該当するものとする。

【加算時間数の算出】

加算項目	加算点数
居住の状況・世帯の状況に関する事	
① 住居内の状況として車いすによる移動が不可能であり、常に抱えての移動が必要となる場合（車いす利用者に限る）	1
② 自宅に風呂がなく、訪問入浴サービスも利用できない住環境にあり、入浴に非常に手間がかかる（ただしケアプランに入浴が含まれる場合）	1
③ 長期間の入所・入院状態から退所・退院するにあたり、一時的に多くの支給量が必要（基本6ヶ月までとし3ヶ月ごとに状況確認。）	5
④ 単身生活を始めたばかりで生活に慣れるまで一時的に多くの支給量が必要（基本6ヶ月までとし3ヶ月ごとに状況確認。③該当以外の場合にのみ適用）	5
本人の身体の状況に関する事	
⑤ 物理的に時間を要するコミュニケーション支援が必要である	4
⑥ 排泄介護・水分補給・体位変換等のため、夜間介護が必要	5
⑦ 医療的な介護が常時必要	6
⑧ 常時ではないが医療的な介護（単なる服薬管理は含まない）が必要	1
⑨ 嚥下が困難となっており、食事に時間を要する（ただしケアプランに食事介護が含まれる場合）	1
⑩ 嚥下が困難等のため、きざみ食やミキサー食等が必要であり、物理的に調理行為に時間を要する（ただしケアプランに調理が含まれる場合）	1
⑪ 体重・体格・麻痺等の状況から、移乗等に際して1人での対応が困難であり、2人介護の必要がある（ただしケアプランに二人介護部分が含まれる場合）	1
加算項目の合計評価点数	点